

北広島市共同企業体取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがあるものを除き、北広島市発注の工事、測量業務、地質調査業務、工事設計業務及び工事監理業務（以下「工事等」という。）の確実かつ円滑な施工又は履行を図るとともに、中小建設業者の健全な育成を図るために結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「特定共同企業体」とは、特定の工事等の施工又は履行を目的として工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

この要領において「経常共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工する工事が特定されていない共同企業体をいう。

(施工等方式)

第3条 特定共同企業体又は経常共同企業体により行う工事等の施工又は履行は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該工事等の完成に当たる共同施工等方式によるものとする。

第2章 特定共同企業体

(対象工事等)

第4条 特定共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、その工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、共同請負によることが適当と認められるものとする。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 土木工事 | 1億円以上 |
| (2) 建築工事 | 1億円以上 |
| (3) その他の工事 | 1億円以上 |

2 特定共同企業体により行うことができる測量業務、地質調査業務、工事設計業務及び工事監理業務は、その履行期間、内容、技術的特性を総合的に勘案し、共同履行によることが適当と認められるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、異工種の工事を一体のものとして施工する場合及び特殊な技術を要する等技術的難度が高く共同請負により施工させることが特に必要と認められる場合は、特定共同企業体に施工させることができる。

(構成員数)

第5条 構成員の数は、2又は3者とする。

2 前項の構成員には、石狩振興局管内に本店又は主たる営業所を有する者（以下「管内業者」という。）が原則として1者以上含まれていなければならない。ただし、特に必要と認められるときは、この限りではない。

(構成員の組合せ)

第6条 構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別の等級区分が設定されている場合は、最上位等級に格付けされている者の組合せ又は構成員のいずれかが最上位等級であって他の構成員が次順位等級に格付けされている者の組合せであること。この場合、次順位等級の者の数は、総構成員の2分の1を上回らないものとする。等級区分が設定されていない工事等については、当該工事等に対応する北広島市競争入札参加資格を有する者（以下「資格者」という。）の組合せとする。

2 異工種の工事を一体のものとして施工する場合は、前項の規定を適用しないものとする。

（構成員の要件）

第7条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事等に対応する工事等の種別について、資格者であること。
- (2) 工事の場合にあつては、発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が4年以上、業務の場合にあつては、発注業務に係る業務の営業年数が4年以上であること。
- (3) 発注工事等を構成する一部の工種又は業務を含む工事等について元請けとしての実績があり、かつ発注工事等と同種の工事等を施工又は履行した経験があること。
- (4) 工事の場合にあつては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 経常共同企業体を特定共同企業体の構成員とすることはできない。

（結成方法）

第8条 特定共同企業体は、資格者の任意の組合せにより結成されなければならない。

2 特定共同企業体の協定書は、別表1及び別表2に定めるところによる。

3 代表者は、構成員において決定された者とする。この場合、代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者とし、格付等級の異なる者の間では、上位の等級の者であるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認められるときは、予め指名された資格者が任意の組合せにより特定共同企業体を結成することができる。

（構成員の出資の割合）

第9条 特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、構成員数に応じて、次の各号に掲げる割合以上でなければならない。この場合において、代表者の出資の割合は、構成員中最大であるものとする。

(1) 2者の場合 30パーセント

(2) 3者の場合 20パーセント

（存続期間）

第10条 発注工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等の請負契約の履行後（広島町建設工事執行規則（昭和46年規則第17号）第12条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後）3月を経過するときまでとする。

2 発注工事等の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る請負契約が締結されたときまでとする。

第3章 経常共同企業体

(対象工事)

第11条 経常共同企業体により施工することができる工事は、土木、舗装、建築、電気及び管の各工種に属する工事とし、当該経常共同企業体の格付等級に対応する標準請負金額の範囲内で、かつすべての構成員が技術者を適正に配置することが可能な規模の工事とする。

(構成員数)

第12条 構成員の数は、2又は3者とする。

(構成員の組合せ)

第13条 構成員の組合せは、同一の工種で、原則として同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。この場合において、当該経常共同企業体の格付けは、構成員のうち最も格付けが上位の構成員と同等又は同等以上となる組合せでなければならない。

(構成員の要件)

第14条 経常共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事に対応する工事の種別について、資格者であり、かつ格付等級が次順位等級以下であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業であること。
- (3) 北広島市内に本店（建設業法に基づく「主たる営業所」をいう。）を有すること。
- (4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が4年以上あること。

(結成方法)

第15条 経常共同企業体は、資格者の任意の組合せにより結成されなければならない。

2 経常共同企業体の協定書は、別表3及び別表4に定めるところによる。

3 代表者は、構成員において決定された者とする。

(構成員の出資の割合)

第16条 経常共同企業体の各構成員の出資の割合は、構成員数に応じて、次の各号に掲げる割合以上でなければならない。

- (1) 2者の場合 30パーセント
- (2) 3者の場合 20パーセント

(登録数等)

第17条 一つの資格者が構成員となることができる経常共同企業体の数は2までとし、登録できる工種の数も2までとする。ただし、一つの資格者が同一の工種において複数の経常共同企業体の構成員となることはできない。

(入札参加資格申請)

第 18 条 経常共同企業体の登録時期は、別に定める。

2 経常共同企業体は、別に定める書類を提出しなければならない。

(資格審査)

第 19 条 前条第 2 項の規定により提出された書類及び各構成員が単体企業としての競争入札参加資格審査申請の際に、提出した書類によって資格審査を行い、適格と認める経常共同企業体を競争入札参加資格者に決定する。

2 前項の規定による資格審査の結果については、その代表者に対して通知する。

(指名等の方法)

第 20 条 発注工事に係る入札参加者の指名又は公募を行う場合においては、経常共同企業体と単体企業とを混合した指名又は公募を行うことも差し支えないものとする。

(有効期間)

第 21 条 経常共同企業体の登録の有効期間は、2 年とする。

(解散、脱退等)

第 22 条 経常共同企業体は、みだりに解散してはならない。ただし、構成員全員の同意があり、かつ市長が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、構成員の脱退について準用する。

3 登録期間中の構成員の組合せの変更は認めない。

(必要な事項)

第 23 条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領による改正後の北広島市共同企業体取扱要領の規定にかかわらず、特定共同企業体により施工又は履行する工事又は業務のうち市長が特に認めたものについては、当分の間特定共同企業体の構成員の数及び各構成員の出資の割合を従前の例により処理することができる。

3 経常共同企業体の登録の有効期間については、第 2 1 条の規定にかかわらず、当分の間は当該登録した年度の 3 月 3 1 日までとする。

附 則

1 この要領は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 2 3 年 6 月 1 日から施行し、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 2 8 年 3 月 2 2 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 3 0 年 3 月 1 4 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 3 1 年 3 月 1 8 日から施行する。